

南アフリカ共和国の憲法と司法制度

ダニエル・W・モルケル

田 口 守 一 訳

- 1 南アフリカ憲法
- 2 基本的権利の内容と役割
- 3 権力分立とさまざまなレベルの政府
- 4 いかにして憲法を実施するか

1 南アフリカ憲法

(1) 国家には、どのようにして統治されるべきかに関する規範が必要である。「憲法」の意味するところはまさにこれである。憲法は、いかにして政府が選挙され、その権力はどのようなものであり、また、市民の権利、自由および義務が何であるかを述べる。

憲法規範は、南アフリカ憲法やアメリカ憲法のように、特別な法典となっていることもあれば、イギリスにみられるように、慣習法もしくは法律や規則の一部であることもある。憲法は、いかなる国家においても、国の法制度のもっとも重要な部分であることは明らかである。ローマ時代においては、憲法は、基本法（*lex fundamentalis*）とされた。したがって、ドイツ連邦共和国で *Grundgesetz* といわれるように、憲法を *basic law* と呼ぶことは、まさに意義にかなうものである。憲法の主要な機能をみると、それがいかに重要であるかが明らかとなる。

(2) 憲法によっては、政府が統治できる以上のことに言及しないものもある。この種の憲法は、どのようにエンジンが動くかを書いたオートバイのマニュアルとたいして変わらない。尊敬に値する憲法は、効率的に統治する以上の

働きをしなくてはならない。つまり、国家意識を鼓舞し、国を一つにまとめるビジョンを示さなくてはならない。その一例は、以下の前文ではじまるアメリカ合衆国憲法の例にみられる。

「我々、人民は、より完全な政治的結合を形成し、正義を樹立し、国内の平安を保障し、共通の防衛に備え、一般の福祉を増進し、我々と我々の子孫の上に自由の祝福の続くことを確保する目的をもって、アメリカ合衆国のために、この憲法を制定する。」

上記の引用文は、憲法に期待されている本質を捉えている。すなわち、憲法は、正義と一般の福祉を促進するための統治システムを築き、個人の自由と様々な組織がその機能をはたす権利を守り、政治への市民の効果的な発言を保障するものでなければならない。

憲法が一片の紙切れもしくは権力を握る者の恣意によって変えることのできる法であれば、こうした目的が達成できないことは明らかである。憲法が統治機関と被統治者の双方を拘束するためには、それは両者の間の「神聖な契約 (solemn pact)」でなくてはならない。それゆえ、憲法が、政府の事業計画を実行するについて妨げとなる事態が生じたからといって、憲法は安易に変更されるべきものではなく、政府および国民は、憲法がもつ由緒ある価値を放棄してはならない。むしろ、憲法に反することなしに、計画を遂行する道を見いだすべきである。この「立憲主義 (constitutionalism)」は、つぎに述べるように、南アフリカ憲法にも確実に根付いている。

(3) 現在の南アフリカ憲法は、我が国の歴史上最も重要なものである。単に統治形態の変化をもたらしたのみならず、新たな国家の誕生を示すものである。自由と民主主義の時代の到来を初めて告げるものである。

南アフリカ憲法は、国民に、どのような国家ビジョンを示しているのであろうか。その前文、特に第1節からは、南アフリカが、①人間の尊厳と平等の実現、権利と自由の促進、②非人種差別、反性差別、③憲法の至高性と法の支配、④全成人による普通選挙、定期的選挙、有効で、責任があり、解放性のある民主政治のための複数政党制、という価値観に基づいた民主的主権国家であることが明らかである。憲法は、黒人の「ホームランド」の制度に終わりをもたらし、南アフリカは、「一つの民主的主権国家」となったのである。

大変簡潔に述べられている憲法の至高性および法の支配の原則は、多数の支配そしてその多数も憲法の基本的原則に従うことを意図している。この原則で最も重要なことは、国民の多数を代表する政府も、法と全ての人の基本的権利

を尊重しなければならないということである。民主的立憲国家は、「法の下で、男性と女性」によって統治される国家である。

憲法は、国会を含むあらゆる政府部門が憲法の原則に従うことを保障する憲法裁判所を、初めて創設した。この裁判所は、憲法に違反する政府のいかなる行為をも無効とし、取り消しを宣言することができる。

憲法は平等と基本的権利を保障する。全ての人は、法の下での平等と、法による平等な保護をうける権利を持ち、いかなる人も、これに違反して、不平等に差別されてはならない。政府を含むあらゆる人によって守られるべき、基本的権利の長いリストがあり、誰もが、個人の生存・自由・安全の権利、隷属や強制労働からの自由、プライバシー、信教の自由、表現の自由、等々を保障される。

2 基本的権利の内容と役割

(1) 憲法第2章は、全ての人に多くの基本的権利を保障している。この権利の目録は、普通「権利章典 (Bill of Rights)」と呼ばれる。この権利は、我々のもっとも重要な人間的欲求を実現するために必要な自由を保障するがゆえに、「基本的 (fundamental)」権利と呼ばれる。国連が1948年に採択した人権宣言は、「我々の人格の自由かつ十分な発展」のために必要な権利を「基本的」人権と呼んでいる。基本的人権は、我々の人生に対する選択と責任を可能にするものであり、端的に言えば、人間の尊厳を確約するものである。

労働者は、職場の状況を改善するために、労働組合を結成し、加入することができる。新聞は、公共の利益となる事柄について自由に報道し、不正に対して抗議するために言論の自由を行使し、政治に意見が効果的に反映されるように政党を組織できる等々である。権利章典がなければ、こうした自由も当然のこととみなされない。後の章で、どのようにしてこの権利が実現されるかに触れる。

基本的権利は、我々の生活を自由に管理する政府の権限に限界を設けることによって、我々が解放された責任ある人間として活動することができるようにする。政府は、我々に信じていない宗教を強要したり、意思に反する結婚を強いたり、事実に基づかないことが明らかである特定の理論の受容を強要することはできない。政府は、我々の人間の尊厳を尊重し、我々の安全を保障しなければならない。

(2) 我々の基本的権利は憲法第 2 章に掲げられており、以下のようなものを含む。①平等の権利と差別からの自由。すなわち、すべての人が法の下に平等であり、法の平等な利益と保護を享受する。憲法は、人種、ジェンダー、性、宗教、民族、社会的出自、皮膚の色、性的傾向、年齢、障害、良心、文化的信条、言語による差別を禁止している。②人間の尊厳への権利。すなわち、この権利は、全ての人が人として扱われるべきことを求めている。いかなる人も、他の人の希求の単なる道具となってはならない。例えば、雇用者は、非雇用者をひたすら働かせ、従順に目的を達成するロボットのように扱ってはならない。人間の尊厳への権利は、反政府的な行動をとる者も人間であり、敵ではなく、人間として尊重されなくてはならない存在であることを示している。③生存の権利。④個人の自由と安全の権利。⑤隷従および強制労働からの自由。⑥プライバシーの権利。⑦宗教、信条、意見および表現の自由の権利。これは、おそらく、国内法的にも国際法的にももっとも古い伝統を持つ権利であろう。人権という一般概念の源は、宗教的少数者を保護する長い歴史の中にあるということができよう。誰もが、干渉されることなく、自由に選択して宗教を信じる権利を持つべきである。また、宗教や信条を広めるために信仰を表明し、宗教的共同体を組織する権利、その信条がどんなに不評を買ってもあれ、その信念に従って行動する権利を持つ。しかしながら、憲法は、人種、民族、ジェンダーあるいは宗教に基づいた戦争、切迫した暴力の扇動、憎しみをもたらすプロパガンダを擁護することはない。⑧集会、結社、デモ、ピケ、請願の自由の権利。⑨市民権。⑩政治的権利。全ての南アフリカ市民は、政党の結成、加入、キャンペーンを行う権利および政治的に自由な選択をする権利を持つ。全ての市民は選挙で投票する権利および立候補する権利を持つ。⑪法廷にアクセスする権利。⑫情報にアクセスする権利。⑬行政訴訟の権利。⑭財産権。⑮労働権。憲法は、職場における労働者に公正な労働慣行を保障する。これにより、労働者は、雇用者による不当な解雇、不当な処遇から守られる。公正な賃金を要求でき、休暇や病気の間の有給休暇が与えられる。また、労働組合に加入し、ストライキを行う権利が保障される。しかし、雇用者もその利益を守るために、雇用者の組織を作る権利を持つ。⑯健康な環境への権利。⑰子どもの権利。すなわち、全ての子どもは、名前および国籍、親による保護、安全、基本的食料および基本的健康、福祉サービスへの権利を持つ。いかなる子どもも見捨てられたり、虐待されてはならず、雇用者は年少労働者を搾取してはならない。⑱自らの言葉の使用および自らの文化を享受する権利。全ての人が、自

らの選択によって、言語を使用し、文化生活を享受する権利を持つ。憲法は、11の公用語を認めている。すなわち、アフリカーンス、英語、Ndebele 語、Sesotho sa Leboa 語、Sesoto 語、si Swati 語、Xitsonga 語、Setswana 語、Tshivenda 語、isiXhosa 語、ssiZulu 語である〔訳注。日本で紹介されている表記によれば、アフリカーンスと英語以外は、ンデベレ語、ペディ語、ソト語、スワジ語、ツォンガ語、ツワナ語、ベンダ語、コサ語およびズール語である。なお、アフリカーンスは、17世紀のオランダ語から派生した言葉で、オランダ系白人が使用している〕。行政機関に接触する場合に、それが妥当であれば、公用語の一つで話されることを求める権利がある。憲法は、人々に文化的、宗教的、言語的共同体に属することを保障し、その構成員とともに、その文化を享受し、宗教を信じ、言語を使用することを保障する。すなわち、文化的、宗教的、言語的組織およびその他の市民社会の組織を結成、加入、維持する権利を保障する。⑲基本的教育を受ける権利。⑳営業、職業または専門を自由に選択できる権利。㉑拘禁されたり、逮捕されたり、起訴された者の権利。㉒居住の権利。㉓健康福祉、食料、水、社会的安全への権利、である。

(3) 何事かを行う権利と、好きなように行動する権利との間には、大きな違いがある。「権利」とは、一定の条件の下で、何事かを行うことが認められていることを意味する。この条件とは何であろうか。世界人権宣言は、第29条において、基本的権利が制限される条件を巧みに述べ、「個人は、自己の人格の自由かつ完全な発展がその中であってはじめて可能とされる社会に対して義務を負う。何人も、その権利と自由を行使するにあたっては、他人の権利と自由に対する妥当な承認と尊敬とを保障し、かつ民主的社会における道徳、公の秩序、一般的福祉の正当な要求に合致する目的のため、法律が定める制限にのみ従うものとする」としている。

世界人権宣言は、我々に、個人は権利を持つのみでなく、同時に義務を持っていることを思い起こさせる。社会に暮らすということは、権利の制限がありうるとともに制限を設けなくてはならないことを意味している。一般的福祉もしくは他人の権利と自由を侵害するような権利の行使は許されていない。有名なアメリカの裁判官オリヴァー・ウエッデル・ホームズ (Oliver Wendell Holmes) が述べている例を用いれば、人のたくさんいる劇場で「火事だ」と叫ぶ言論の自由は許されていない。道路の反対側を運転する移動の自由は行使できない。暴力的儀式の参加といった宗教的自由の行使は許されない。

我々が権利を乱用していないかをみるのは、政府の義務である。政府のまさ

にこの重要な権限は、不幸なことに、しばしば悪用される。政府が我々の権利に設ける制限が真に正当化されうるものであるか否かは、どのようにして確認できるであろうか。

(4) 憲法は、どのようにして、権利の制限に対する正当な理由と不当な理由との区別をしているのか。憲法第36条は、①それが妥当であり、②人間の尊厳、自由、平等に基づいたオープンで民主的社会の中で正当とされる、という限度においてのみ、正当な制限であると述べている。

実際、これは非常に漠然とした基準ではあるが、時の経過とともに、この基準の適用は次第に固まったものとなろう。裁判官は、他の国における多くの経験、そして人権に関する国際社会の基準といったものを利用することも指摘しなければならない。例えば有名な、合衆国対ニクソン事件（1974年）は、誤った理由で憲法上の権利を制限しようとして失敗した例といえる。アメリカ合衆国憲法修正第6条は、刑事事件の被告人に、「自己に不利益な証人と対質し」、「自己に利益な証人を強制的に召喚する」権利を与えている。7人のホワイトハウスの高官が、ウォーターゲート・スキャンダルで起訴された後、リチャード・ニクソン（Richard Nixon）大統領は、ホワイトハウス内でなされた会話の録音テープとメモを裁判官に引き渡すよう召喚状を受けたが、ニクソンは召喚状の一部には従ったものの、行政特権を主張し、その他のテープと書類を提出しなかった。行政特権の理論に従えば、大統領は議会または裁判所での証言を拒否することができ、そうでなければ権力の分立を犯すことになることとされているからである。合衆国大統領は、憲法第2条により、その義務を遂行するために内密にコミュニケーションをとる権利が与えられている、とニクソンは主張した。しかし、最高裁判所はこれに同意せず、全員一致で、ニクソンはテープを引き渡さなければならないと判決した。最高裁判所は、行政特権は、刑事裁判で必要とされる証拠を提出しないために使用することはできない、と判断した。合衆国大統領といえども、憲法の上に立つことはできなかったのである。

第36条の適用について、憲法裁判所は、政府が我々の自由を制限する権限に限界を設けている。すなわち、憲法裁判所は、政府のいかなる目的が、基本権の制限を正当化するだけの重要性をもっているのか、またどの範囲の制限を市民が受忍すべきであるか、を決定する。これは勇気のいる仕事であり、我々の国における相対立する政治的勢力のただなかに最高裁判所を置くものである。

3 権力分立とさまざまなレベルの政府

立憲国家の主たる特徴の1つは、立法部門、行政部門および司法部門を分離することにある。これらの部門は、異なる権限と機能をもっており、1つの部門に権限が集中しすぎないように、バランスが保たれなければならない。しかし、政府のそれぞれの部門を完全に分かつことは、現代の国家では不可能であるという点にも注意すべきである。

諸機関の機能の重なりは、とくに立法と行政の間ではしばしば生じる。すなわち、閣僚（行政権）は国会の構成員でもあり、国会の多数支持なくしてその任務を遂行することはできない。しかし、重要なことは、1つの部門は他の部門の機能を侵害してはならないということである。

政府のさまざまな機関の権限をさらに制限するものとして、南アフリカ憲法第2条の、憲法は共和国にとって最高の法である、との記述が挙げられる。これにより、憲法に矛盾するすべての法および行為は無効となる。このことは、おそらく、市民が期待しうる最高の安全装置であろう。憲法は、憲法裁判所に、国家権力の乱用に対する個人の権利の最終的擁護者として行為する権限を付与しており、このことは、国会の優越という旧制度、すなわち立法権が最高権力をもつ制度との根本的決別を意味する。

(1) 協同政府 (cooperative government) の原則 憲法第40条は、政府を、国家レベル、州レベルおよび地域レベルに区分している。これらの領域は区別はされるが、相互依存的であり、相互関係的であるとしている。第41条は、すべてのレベルの政府は、次の原則に従わなければならないと規定している。すなわち、①平和の維持と国民統合の維持。②国民の福祉の擁護。③実効性があり、透明で、責任のある政府。④憲法、共和国および人民への忠誠。⑤異なる政府レベルが持つ憲法上の地位、制度、権限・機能の尊重。⑥憲法の制限内での統治。⑦他の政府レベルの自立性と誠実性の尊重。⑧他の政府レベルとの、友好的関係、支援、相談、協同作業および合意の尊重を基礎とした協同である。

(2) 国家的政府 (National government) 南アフリカ共和国の国の立法権は、国会 (Parliament) に与えられている。国会は、350人から400人の構成員からなる国民議会 (National Assembly) と、90人の州国民評議会 (National Council of Province) からなる。国民議会の構成員は、いわゆる比

例代表制により直接に選挙される。州国民評議会は、9つの州からのそれぞれ10人の代表によって構成される。州代表は、州国民評議会において州を代表するために、それぞれの州の各政党を代表して送られてくるが、その数は、憲法に規定された定数によって決められている。代表の任命にあたっては、評議会における少数政党の参加もまた保障されなければならない。

評議会の主な機能は、州の権利と利益を保護することと、国民議会における立法手続に対しある種のコントロールを行うことにある。かくして、評議会は、法案を却下したり、修正のうえ通過させたりすることができる。もし、国民議会と州国民評議会が法案に同意できなかったときは、調停委員会 (Mediation Committee) に送られる。この委員会は、二院からのそれぞれ9人の代表からなり、その決定はそれぞれの代表の中の5人によって支持されなければならない。もし、委員会が、法案に賛成すれば、状況によっては、裁決のために法案は州国民評議会または国会に送り返される。もし、委員会において、30日以内に賛成をうることができなかったとき、国民議会が法案を再度通過させないかぎり、法案は無効となる。しかし、その場合は、法案は少なくとも国民議会の構成員の3分の2によって支持されなければならない。

国会は、通常、多数決によって立法を決定している。憲法修正案は、少なくとも国民議会の構成員の3分の2によって支持され、かつ、その法案が州の事項に関係する場合もしくは憲法第1節の権利章典に関係する場合は、州国民評議会の6つの州によって支持されなければならない。憲法第1節は民主国家の本質にかかわるものであり、国民議会の少なくとも75パーセントの支持票と州国民評議会の少なくとも6つの州の支持票によってのみ修正されうる。

立法手続への司法的コントロールに関して憲法は、国民議会の構成員が、憲法裁判所に対して、採択された立法が違憲であると宣言する命令を求めることができるとしている。このような提議は、国民議会構成員の少なくとも3分の1によって支持されなければならず、かつ、大統領がその法律に同意した後、30日以内になされなければならない。同じ処置が、州立法部の構成員にも認められている。ただし、提議のための支持は20パーセントとされている。

行政府の機能は、立法部の政策を実行し、国家行政を監視することにある。大統領 (State President) は、行政府の長である。行政府は、また、大統領、副大統領 (Deputy President) および大統領によって指名された閣僚からなる内閣 (Cabinet) と呼ばれる。行政府の長として、大統領は、憲法を擁護し、保持する責任を負い、行政府の行為が憲法の諸規定と一致することを保障する

責任を負う。

閣僚は、その機能の実行について国会に責任を負い、国民議会は、多数決により、内閣不信任の動議を決定することができ、これにより大統領に内閣改造を強いることができる。閣僚は、以下の行為を禁止される。すなわち、①他の有給業務に就くこと、②自らの官職と矛盾する行為をすること、③その地位または情報を、自らの富のために利用すること、である。

司法権は、裁判所にある。市民の権利の擁護者として行為し、政府の立法機能および行政機能に対する適正なコントロールをなすために、裁判所は、独立かつ中立でなければならない。司法の独立と中立は、立憲国家という考え方の一部をなす。

裁判所の独立性と中立性を保障する1つの方法は、裁判官の選出が他の政府部門の影響を受けないことである。裁判官の任命は、大統領の機能の一つである。憲法裁判所の裁判官の任命に当たっては、大統領は、司法公務委員会（Judicial Service Commission）の作成した候補者リストから、憲法裁判所長官と政党の指導者との相談の後に任命する。「相談の後」ということは、大統領はこれらの相談に拘束されないということである。他の全ての裁判官は、司法公務委員会の助言に基づいて、大統領が任命する。このことは、大統領は委員会の助言に拘束され、自身の意見をもって、委員会の助言に代えることはできないことを意味する。

被告人に対する訴追手続の制度は、訴追機関に委ねられており、訴追機関は、訴追機関の長としての大統領によって任命された国家公訴長官（National Director of Public Prosecution）、公訴長官および検察官からなっている。国家公訴長官は、①訴追政策の決定、②公訴長官および検察官が遵守すべき命令を発しなけばならず、③政策が遵守されないときは、訴追手続に干渉することができ、④起訴決定または不起訴決定を審査することができる。

(3) 州政府（Provincial government） 南アフリカには9つの州政府がある。国政府と異なり、州政府は、司法部門を持たず、立法および行政部門のみを持つ。その理由は、司法権は、法的安定性のために全国的に統一して執行されるべきであるからである。もし、州が、異なる規則による異なる司法機関を持つことが許されるならば、旅行したり、取引をしたりする市民は不安定で危険な地位に置かれることになる。

州の立法部は、30人から80人の構成員からなる。その数は、国の選挙人数に占める州の割合により、法によって定められる。構成員は比例選挙によって選

ばれる。州の立法権は以下の事項に及ぶ。すなわち、①州の憲法を制定する。その条文が国家憲法に規定する諸原則に従ったものであるかの批准を求めて、憲法裁判所に提出されなければならない。②国家憲法の付則（別表）4 および 5 に規定されているように、州の管轄権に属する事項について立法をなす、③国立法府から委任された事項について立法をなす。

州の立法権限内にある事柄に関して、国立法府と州立法府が対立することが考え得る。この場合、もし事柄が州により効果的に決められなかったり、国家安全、経済、環境保護の問題など、国の立法による規範・基準で統一して扱われるべき国家の利益の問題であるときは、国の法律が優先するであろう。

州知事は、知事により任命される 5 人から 10 人で構成される行政評議会 (Executive Council) によって補佐される。知事は、評議会の構成員が国の憲法および国の他の全ての法に従って行動するかを監督する責任を持つ。行政評議会の構成員は、州立法府に責任を持つ。立法府が評議会の不信任を可決したときは、知事は評議会の再編をしなくてはならない。不信任が知事を含む評議会全員におよぶときは、知事は辞任しなくてはならない。評議会の構成員もまた、①他の有給業務につかない、②公的責任と私的利益の間に矛盾が生じるように行動しない、③自身の富のために、地位や情報を利用しない、という行為規範従わなくてはならない。

(4) 地方政府 (Local government) 地方政府は、それらの区域内における行政的および立法的機能を行行使する地方自治体からなる。これらの機能は、地方評議会 (Municipal Councils) に付与され、国家および州の立法に従ってこれを行行使する。地方政府の目的は、①地域レベルにおける民主的で責任のある政治を行うこと、②地域公益事業を提供し、③社会的および経済的發展を推進し、④安全で健康的な環境を推進し、⑤地方政府の事柄に地域を巻き込む、ことにある。

4 いかにして憲法を実施するか

憲法の保護を効果的なものにするために、その執行のための適正な手続きが設けられなくてはならない。南アフリカ憲法は法的な実施手段と法によらない実施手段とを持っている。

(1) 裁判所の役割 裁判所の判決は、当該事件の当事者を拘束する。先例のシステムによって、上級審の判決は、下級審の判決を拘束するし、上級審

は、同じような事例においてはそれ以前の判決に従う。例えば、憲法問題において、憲法裁判所の裁判は、南アフリカの全ての裁判所を拘束し、通常の民事・刑事事件において、上告最高裁判所（Supreme Court of Appeal）の判決は、憲法裁判所を除く全ての裁判所を拘束する。この原則は、法の確実性を保障し、将来の事例において裁判所が従うであろう法的原則を確かなものにする。

憲法裁判所（The Constitutional Court）は、特別な司法組織であり、憲法規定の解釈、保護、実施に関する全ての問題について最終的決定権をもつ。その決定は、国家のあらゆる行政、立法、司法機関を拘束するものであり、国会をしてすら、憲法判決を覆すようないかなる法律の通過も許さないものとしている。憲法裁判所のもっとも重要な権限は、①憲法に一致しないいかなる法も無効であることを宣言し、②いかなる国家組織（国家のために働く個人を含む）による、憲法に一致しないいかなる行為も無効と宣言する、ことにある。

上告最高裁判所は、以前は、南アフリカの最高裁判所システムの1部分であった上訴裁判所として知られているが、通常の民事・刑事問題に関する、南アフリカにおける最上級裁判所である。この法廷の唯一の機能は、他の裁判所の判決に対する上訴について決定することから、「最終審裁判所」ともいわれている。これは、訴訟関係者はその事件を、上訴最高裁判所から開始することができないことを意味している。

高等裁判所（Hight Court）は、以前は、南アフリカ最高裁の州・地方部として知られており、主に、重大な刑事・民事事件の判決を下す。しかし、憲法裁判所が専有する権限に重ならない憲法的問題について決定をくだすこともできる。

下級裁判所（Lower Court）として治安判事裁判所は下級審裁判所であり、通常、民事・刑事事件のみを裁判する。法律の合憲性や大統領の行為については、いかなるものについても判決を下すことはできない。国会の法律により、下級審の管轄にも属する一定の憲法問題を明らかにすることができる。

ところで、誰が、事件を裁判所に提起できるか。伝統的に南アフリカ法は、事件の結果に関して人的もしくは物的利益を有する者が、訴訟関係者として行動できると規定していた。これは、裁判所の前に立つ権利とされている。現在、裁判所に救済を求めて訴えを起すことを認められている者は、①伝統的立場を確認するものとして、自己の利益のために行動している人、②裁判所の救済を求めることができない他人のために行動する人、③あるグループもしくは

は階層の一員として行動するかまたはその利益のために行動する人、④公共の利益のために行動する人、および⑤そのメンバーの利益のために行動する協会、である。

なお、法律扶助との関係で、公共の利益のために、法律事務所（人権擁護弁護士（Lawyers for Human Rights）、法律援助センター（Legal Resources Center）など）もしくは、他の NGO 組織が法廷助言者（amicus curiae）として、訴訟当事者のために、手続参加することは可能である。これは、友人・知人に対する自由な法律援助である。他に、公益法律援助（pro bono legal aid）の可能性もある。この場合、法律アドバイス・援助は、無償で、一般的重要性を持つ事件に関係して、社会的サービスとして提供される。刑事事件では、国選弁護がしばしば提供される。これは、弁護人を依頼する余裕のない被告人のために、国の負担で弁護人を指名するものである。これは、通常重大な犯罪が犯されたときになされる。憲法35条は、被告人の権利のために、さもないと実質的不正義が生じるあろうとき、国の費用で法律上の援助を受ける権利およびこの権利を告知される権利を規定している。

(2) 非司法的団体（Non-Judicial bodies） この団体は、主にそのアプローチの仕方や形式において、司法組織（裁判所）とは異なる。その性質はよりインフォーマルであり、調停的である。憲法は、これらの団体を憲法にもとづく民主主義を支える国の組織であると述べており、その制度と機能は、①独立しており、憲法と法律にのみ従い、②公平であり、恐れ、えこひいき、偏見なしにその機能を発揮しなければならず、③国は、これらの組織を、その独立、公平さ、効果が確保できるように保護しなければならず、④いかなる人もしくは国家組織もこの団体の働きに干渉することはできず、⑤この組織は国民議会に対して責任を持ち、少なくとも1年に1度その活動を報告しなければならない、との原則に基づいている。これらの組織への任命は、国民議会構成員の多数による国民議会の推薦にもとづき、大統領によりなされる。

(a) 公的保護者（Public Protector）は、7年間の任期で再選は許されない。憲法は、公的保護者に、市民の取り扱いが不公正で、偏見のある国家の事務または行政行為については、いかなるものであれこれを調査し、報告をする権限を与えている。公的保護者は、報告された状況や訴えを救済するための訴訟を起こすこともできる。

(b) 人権委員会（Human Rights Commission）の機能は、①人権尊重を推進し、②人権の保護と発展を推進し、③人権遵守を監視し、評価し、④人権が

侵害された場合は是正策を確保し、⑤調査を行い、教育をすること、である。

(c) 文化的・宗教的・言語的共同体の権利の促進と保護のための委員会の目的は、①あらゆるコミュニティの権利保護を促進させ、②平等と結社の自由に基づいて、南アフリカの様々なコミュニティの間での、平和、友愛、人間愛、寛容、国家的一体感を促進させ、③さまざまなコミュニティのために、文化委員会の設立と承認を勧告すること、にある。

(d) 社会的性差をなくすための委員会（Commission for Gender Equality）。憲法は、さまざまな根拠による差別を違法なものとし、社会的性差もその一つである。社会的性差をなくすために、憲法は、ジェンダー間の平等の尊重とジェンダー間の平等をすすめる、保護する機能を持った委員会の規定を定めている。国の法律は、委員会にその他の権限と機能を認めることができる。

(e) 会計検査院（Auditor-General）の機能は、あらゆる国家、州、地方政府組織、政府の国家収入基金（National Revenue Fund）から資金を提供されるか公的目的のために金を受け取ることが許可される組織について、その会計、財政状況、財政運営について報告することである。会計検査院の報告は、公表され、関係立法府に提出されなければならない。

(f) 選挙委員会（Electoral Commission）。憲法は、選挙管理、自由かつ公平な選挙の実施および選挙結果の公表を目的として、選挙委員会を定めている。国家の法律により、委員会にそれ以上の権限と機能を定めることができる。

(3) 行政的司法 政府職員の実行・管理機能は、広い範囲の人間の活動を対象とする。それゆえ、恣意的かつ不正な決定に対して市民を保護する目的を持った適正なガイドラインの範囲で、これらの機能が行使されていることを確保することが必要である。憲法（第32条、第33条）は、この点に関する保障を定め、全ての人は以下の権利を持つとしている。すなわち、①諸権利の保護のために必要な、国家もしくは他の当事者の所有する情報を得る権利。②合理的かつ手続上公正な合法的行政訴訟を起す権利。このことは行政行為は行政法の規範や規則に従わなくてはならないことを意味している。③決定理由を書面で示される権利。④行政訴訟が上訴裁判所またはその他の適切な裁判所で審査される権利、である。

行政行為の正当性の原則は、広範な事例に適用される。例えば、住居に対する補助金の申請が公務員により却下されたような場合、申請者は、その決定が正当であるか、人種、ジェンダー、政治的、その他の関係のない事柄に基づい

ていないかを確かめるために、この決定の理由の開示を要求することができる。

(4) 被拘禁者の権利 ある人が拘禁されたとき、逮捕後であれ、審理中であれ、もしくは判決後であれ、以下の憲法上の権利が与えられる。すなわち、①拘禁の理由を告げられる権利、②弁護人を選任し、相談する権利、早期にこの権利が告知される権利、③それが司法の利益に役立つとき、国の費用で法的支援を受ける権利、④拘禁の合法性に対して異議を申し立てる権利、⑤拘禁の人的条件への権利、⑥配偶者もしくはパートナー、肉親、宗教的相談者、医者による訪問を受ける権利、である。

過去において、人々は、裁判なしに、保安の名目で、長期間にわたり、理由とされた犯罪について告発されることなくして、拘禁された。この「裁判なき拘禁 (detention-without-trial)」の慣行の目的は、旧政府に反対する政治活動を組織したり、参加したりする政治活動を防止することにあった。このような慣行はいまや違憲 (第12条) である。しかし、憲法第37条によれば、緊急の場合には、一定の条件が満たされれば、審理なしに、拘禁されうる。一定の条件には、拘禁を告知し、10日以内に裁判所による拘禁の審査がなされ、医者や自己の選任した弁護人の訪問を受ける権利が認められることが含まれている。

(5) 公平な裁判を受ける権利 新憲法の制定前においても、南アフリカの法は、公平な審理を保障する一定の基本原則を定めていた。これらの原理は「自然的正義の原理 (principles of natural justice)」とされ、現在も効力を持ち以下のものを含む。すなわち、①被告人は、彼／彼女に対してなされた告発を告知されなければならない。②防御の準備をする妥当な機会が与えられなければならない。③全ての利害関係者は、自らの事件に出頭する平等な機会が与えられなければならない。④裁判所は、偏見や差別的動機を持ってはならない。⑤審理する裁判官および治安判事は、裁判所の判決の結果に関して、個人的利益もしくは金銭的利益をもってはならない。

この章の前のパラグラフで述べられた権利の多くは、公平な裁判を保障するために重要なものである。それ以上の権利は、憲法の第35条(3)に述べられ、次のような権利を含んでいる。①通常の法廷で、妥当な時期に公開の審理を受ける権利。②自己の公判に出席する権利。③有罪とされるまで無罪と推定される権利および公判における黙秘権。④証拠を提出し、他の証人を反対尋問する権利。⑤自己の意思に反して証言を強制されない権利。⑥自己の理解する言語で審理を受ける権利。⑦行為の時に犯罪ではない行為について有罪とされない権

利。⑧裁判所の裁判に対して上訴またはそれを再審査させる権利。⑨不合理な遅滞なくして裁判を受ける権利，である。

（注：審問が「合理的期間（reasonable time）」内になされたかどうかは，事件の複雑性，被告人の態度および関係国家機関の行為から評価される。例えば，バラオナ対ポルトガル事件（1991年）において，ヨーロッパ人権裁判所は，事件の複雑性も被告人の態度も手続の長さになんらの影響も与えなかった場合，6年を超える手続は「合理的期間」を超過したものと判断した。この点で遅延の原因は，主に関係機関の行為に帰せられた。もし，手続の遅延が訴訟の全体的目的を損なうおそれがあるとすれば，関係機関には，訴訟を迅速に進めるための重大な責任があることになる。）

（6）情報を得る権利 前の章で扱った情報を得る権利は，警察または訴追機関が保持する被告人に関する情報について重要である。例えば，刑事訴訟法は警察の記録に含まれた情報の開示について非常に限られた範囲でしかこれを許していない。これは，証拠開示に反対するコモンローの特権として知られている。シャバララ対トランスバール検事総長事件（1995年）において，憲法裁判所は，このコモンロー特権は，1996年憲法第32条に類似する暫定憲法（1993年）第23条に違反すると判示した。この事件において，暫定憲法第23条は，被告人に公正な裁判を受ける権利を保障した暫定憲法第25条（3）に照らして解釈されなければならないと判示されたのである。

警察記録の情報が開示されるべきかどうかを決定するに当たっては，公正な裁判と情報に対する被告人の権利は，司法の目的を保護する国家の正当な利益に対し，優越しなければならない。情報開示の拒絶は，第2章第4節に明示された制限条項（第36条）の基準をパスしなければならない。さらに，この権利には以下のような基準を適用することができる。すなわち，①情報にアクセスするために適切な手段が与えられなければならない。②情報は平等に与えられなければならない。③いかなる請求も合理的時間内に処理されなければならない。④情報提供の拒否には理由がなければならない。⑤いかなる拒否も請求がある場合には審査に服さなければならない。